

令和4年度事業計画書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

第1 基本方針

新型コロナウイルス感染症は、令和2年以降社会生活や経済に大きな影響を及ぼしており、新たな変異株の拡散が繰り返され、収束の兆しは見えない状況にある。

県下では、「令和2年7月豪雨」の被災により、65名の方が犠牲となられ、災害関連死も2名で、未だ2名の方が行方不明となっている。

被災地の仮設住宅では、現在も約1,500人の被災者が避難生活を送っている現状にある。

このような中、これまで17年連続で減少を続けてきた本県における刑法犯認知件数が、昨年は5,187件で対前年比106件(2.1%)の増加に転じ、罪種別では、強制性交等や強制わいせつなど、女性・子供が被害に遭う事件が増加し、九州新幹線内での放火事件や熊本市南区で元町議が殺害されるなど、凶悪な犯罪も後を絶たない。

また、児童虐待や女性・子供が被害に遭う「人身安全関連事案」は、年々増加傾向にあり、より一層の被害防止対策が課題となっている。

「電話で『お金』詐欺」(振り込め詐欺等)は、昨年中の被害認知件数88件(前年比+47件)、被害総額約1億7千万円(前年比+約1億2千万円)と大幅に増加しており、高齢者の被害も拡大している。

さらに、インターネットを利用した「サイバー犯罪」も依然として治安課題となっており、県民の身近な犯罪被害が増加している。

地域防犯活動では、長引く新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、キャンペーン等広報啓発活動に大きな支障が出ているものの、感染防止対策を工夫した地域防犯ボランティアの見守り活動や関係機関・団体による防犯活動が実施されている。

このような状況を踏まえ、当協会では「安全安心なまちづくり」をめざし、熊本県警察、各地区防犯協会及び地域防犯ボランティア等、関係機関・団体と連携し、犯罪防止の広報・啓発活動及び防犯ボランティア団体の支援、通学路における防犯カメラ設置支援等、地域防犯対策事業を積極的に推進していくこととする。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策上、その都度、事業計画の変更等を検討しながら実施していくこととする。

第2 地域防犯対策事業(公益I)

1 犯罪防止の広報・啓発事業

(1) 地域防犯活動の推進

ア 全国地域安全運動等の推進

全国一斉に実施される全国地域安全運動や、本年から本県で取り組みが開始された毎月15日の「防犯の日」等を契機として、地域安全の広報啓発、

防犯意識の向上を図り、安全安心なまちづくりに向けて警察や各地区防犯協会と連携し、各種行事や広報啓発活動を推進する。

イ 防犯ポスター等の募集

全国地域安全運動の実施に伴い、防犯ポスター、標語及び青パト活動写真を幅広く県民に募集し、優秀作品を選考、表彰し、広報紙「防犯くまもと」に掲載するなど、県民に周知し防犯意識の啓発、浸透に広く活用する。

ウ 青パト活動の推進

各地区防と連携し、地域防犯ボランティアの青パトによる防犯パトロール活動を強化する。

(2) 広報啓発活動の推進

ア 広報紙「防犯くまもと」の発行

年4回発行し、地域安全情報・地域防犯活動等を県民に紹介し、防犯意識の向上や地域防犯活動への参画意識を啓発する。

イ 県防連ホームページの積極的活用

広報紙「防犯くまもと」、防犯標語（優秀作品）及び各地区防犯協会等の地域安全活動等を掲載するなどホームページの充実を図る。

ウ 「電話で『お金』詐欺」の広報啓発

「電話で『お金』詐欺」被害防止に向け、犯罪手口10類型を広く広報し、被害の絶無に向けた広報啓発を推進する。

エ SNS等の利用に起因する犯罪被害の防止

SNS等を利用したいじめや児童の福祉を害する犯罪、児童虐待等の被害防止に向けた広報啓発活動を推進する。

オ 広報啓発用防犯資料の活用

各地区防犯協会、防犯ボランティア等に対し全防連広報誌「安心な街に」等各種広報資材の配布や各種犯罪被害防止広報用DVDの貸出しによる広報啓発を行う。

2 防犯関連団体への支援事業

(1) 次世代防犯ボランティアの育成

警察及び各地区防と連携して、地域防犯ボランティア団体等の育成及び活動支援を推進する。

(2) 防犯関連団体への支援事業

ア 防犯関連団体への支援事業として

- 各地区防を通じて、地域防犯ボランティア活動用資材の配布
- 熊本県暴力追放県民大会の後援
- くまもと安全安心まちづくり大会の後援
- 大学生の防犯ボランティア「防犯若武者ベアーズ」の活動支援
- 大学生の防犯ボランティア「サイバー防犯ボランティア」の活動支援等を推進する。

イ 職域防犯ボランティア団体の結成促進及び活動支援

職域防犯ボランティア団体の結成を支援するとともに、活動マニュアルの

斡旋、防犯講話及び活動用資材の支援等を実施する。

3 青少年の健全育成事業

(1) 「肥後っ子の居場所づくり事業」への支援

県警、県少協及び各地区防等が連携して少年の規範意識の向上と地域社会とのつながりを目的として実施する「肥後っ子の居場所づくり事業」を支援する。

(2) 児童虐待防止広報の推進

児童虐待事案の絶無に向けた広報啓発を推進する。

4 防犯機器等の普及事業

(1) 防犯グッズ等各種広報啓発資料等の配布、斡旋

防犯腕章を始めとする防犯活動用資材や防犯グッズの斡旋、防犯活動マニュアルの配布、防犯DVDの貸出等による防犯活動参画の意識啓発を推進する。

5 防犯功労団体・功労者の表彰

(1) 県防連表彰（県防連会長・警察本部長連名表彰）

地域防犯活動に尽力した防犯功労団体・者について、各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、審査の上、県防連定時総会時に表彰する。

(2) 九防連・全防連表彰の上申

各地区防犯協会長及び警察署長からの推薦を受け、防犯功労団体・者を審査の上、九防連・全防連に表彰上申する。

6 地域防犯活動の指導及び実施

(1) 被災地防犯アドバイザー業務の実施

県警の委託事業「被災地防犯アドバイザー業務」については、「令和2年7月豪雨」被災地において

○ 仮設団地等における防犯指導、防犯講話の実施

○ 生活安全相談への積極的対応と関係機関等と連携した適切な措置など、安全・安心の確保に向けた活動を推進する。

(2) 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

県警が児童・生徒の安全対策事業として推進する、小学校区を選定して通学路等に防犯カメラを設置する「通学路見守り防犯カメラ」設置促進事業を、本年度も継続して支援する。

第3 自転車防犯対策事業（公益Ⅱ）

1 適正な業務の推進

(1) 自転車防犯登録制度に基づく適正な業務委託

業務委託契約先の販売店等に対し「防犯登録の手引き」による適切な登録業務の運用について指導を実施する。

(2) 迅速かつ正確な登録業務の実施

自転車防犯登録制度の適正な運用を図るため、迅速かつ正確な登録情報の入力及び警察からの登録情報に関する照会に適正に対応する。

2 自転車防犯登録の普及・促進

(1) 広報紙「防犯くまもと」を始めとした各種広報活動により、自転車防犯登録の重要性と新規、変更、抹消登録の確実な届出の周知を図る。

- (2) 盗難等被害防止対策、早期被害回復を図るため、各地区防と連携しチラシの作成、キャンペーン等の支援、車両防犯診断の実施など盗難防止に向けた広報啓発活動や駐輪場における環境整備による被害防止対策を推進する。

第4 風俗環境浄化事業（公益Ⅲ）

1 風俗環境浄化協会業務の推進

熊本県風俗環境浄化協会の活動として、風俗環境に関する苦情処理、違反行為防止に向けた啓発及び風俗環境浄化に向けた民間の自主活動支援等を推進する。

2 県公安委員会からの受託事業の適正な業務推進

(1) 風俗営業管理者講習の実施

ア 本年度の「風俗営業管理者講習」は、城北・天草方面を対象に、風俗営業の法令遵守、暴力団排除及び自主的な風俗環境浄化活動の啓発に向けた法令講習会を実施する予定である。

実施要領については、新型コロナウイルス感染症の状況、拡大防止対策状況等により開催の是非を判断するとともに、感染防止対策を図り実施する。

イ 管理者講習の実施に当たっては、警察本部・警察署と連携し、未受講者に対する受講呼びかけの徹底を図るなど受講率の向上に努める。

(2) 調査業務の実施

風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務につき、調査員の資質向上を図るとともに、現地調査における新型コロナウイルス感染防止の徹底を図り、適正かつ厳格な調査を実施する。

(3) 風俗環境浄化事業に付帯する事業の実施

風俗営業者に対し、「従業者名簿」「管理者業務実施簿」の営業所への備え付けを周知し啓発する。

3 風俗適正化法の遵守に向けた啓発及び風俗環境浄化活動に対する支援

(1) 歓楽街の風俗環境浄化のため、風俗営業等関係団体、青少年健全育成団体等と連携し、警察、地区防犯協会が行う繁華街対策等諸活動を支援する。

(2) 熊本県遊技業協同組合が設置する「不正防止対策委員会」による遊技場に対する立入検査に検査員の一人として従事し、不正防止啓発を推進する。

第5 AMマーク販売事業（収益事業）

1 AMマークの作成・販売

遊技機が地域防犯協賛機であることを証するAMマーク貼付事業を推進し、善良な風俗と清浄な環境の保持を図る。

2 販売収益の地域防犯対策への活用

AMマーク貼付事業の販売収益を地域防犯対策に活用する。

第6 協会運営

1 定時総会、通常理事会の開催

当協会の適正な運用を推進するため、第1回通常理事会を5月9日、定時総会を5月30日に開催し、事業結果、決算等及び事業計画、予算等の審議を実施する。なお、新型コロナウイルス感染防止対策上、必要に応じて開催を中止し書面審議に変更する。

2 全国及び九州防犯協会会議等への出席

本年5月及び7月に開催予定の全国防犯協会会議等及び九州防犯協会総会及び研修会に出席する。

3 各地区防犯協会との連携

各地区防犯協会職員の適正な業務運営を図るため、職員研修会を実施する。

研修会の実施時期については、新型コロナウイルス感染防止対策の進捗状況を見て実施又は中止の判断をする。

4 関係機関・団体等の会議出席

県をはじめ、関係機関・団体等の会議に出席し連携を図る。

以上